

根拠地における党と農民（二・完）

——鄂豫皖根拠地、一九三一年～一九三五年——

高 橋 伸 夫

序 論

第一章 鄂豫皖根拠地の形成と展開

（1）形 成

（2）発 展

（3）衰 退

第二章 党組織

（1）党 員

（2）党内コミュニケーション

（3）価値と行動様式……………（以上七三卷三号）

第三章 党と農民

（1）ソビエト、大衆組織、農民

（2）土地改革と農民

（3）紅軍と農民

(4) 反革命分子と農民

(5) 青年と女性

結 論 (以上本号)

第三章 党と農民

この章では、必ずしも包括的ではないが、限られたいくつかの側面から党権力の浸透に対する農民の「勝手な包摂」の諸戦略の適用とその政治的・社会的帰結について検討しよう。

(1) ソビエト、大衆組織、農民

労働者と農民の政権として定義されるソビエトとは、実際には果たしていかなる機関であったろうか。それがいかなるレベルのソビエトであれ、この機関の性格に言及した党内文書は、ソビエト委員の大部分が(ときにはすべてが)党員で占められている事実を指摘している。一九三二年二月の鄂豫皖省委の報告書はいう。「これまでの、一切を党員の一手請負(包辦)とする方式をやめるべきだ。ソビエト委員中には非党員がおらず、各種の大衆組織の委員会は往々にしてすべて党員、団員で占められている」⁽¹⁾。したがって、農民の眼から見えて、党機関とソビエトを区別するのは難しかった。もちろん、制度からいえば、ソビエト委員は選挙によって選出されるはずであった。だが、選挙はどうみても形式にすぎなかった。各級ソビエト委員は、実質的には上級ソビエトの任命によっていたのである。ある巡視員の党中央宛て報告書によれば、ソビエト委員の選挙は完全に党の「包辦」であり、党がソビエト大会に候補者名簿を提出し、それをそのまま採択させるのだが、その際、「農民が反

対すると、その人物は反革命だといわれる」のであつた。⁽²⁾

ソビエトのもとには各種委員会が設置されるはずであつた。制度上はきわめて精巧な機構が設計されていた。政府のもとには軍事委員会、財政経済委員会、食糧委員会、土地委員会、交通委員会、革命法廷などが置かれ、それら各委員会のもとにはいくつもの部局が設置される予定であつた。例えば、交通委員会のもとには赤色郵政局、電報局、交通站、水上交通処、運輸棧が、内務委員会のもとには戸口登記処、衛生局が置かれることになつて⁽³⁾いた。だが、各種委員会は、ある党内文書の用いた表現を借りれば「虚設」されていたすぎなかつた。⁽⁴⁾ それどころか、分業がほとんど行われておらず、すべての工作がソビエト秘書長によつて「包辦」されていたのである。⁽⁵⁾ こうして、ソビエトには「家父長的」支配という批判がしばしば加えられた。

「政府」として果たすべき機能の代わりに、多くの報告書はソビエトの「官僚的墮落」を繰り返し指摘している。それはいかなる現象を指していたのだろうか。ひとつは食糧調達にかかわるソビエト委員の行動に関わつて⁽⁶⁾いた。紅軍を支援するために農民から半強制的に（ときにはまったく強制的に）ソビエトに集められた食糧は、しばしばソビエト委員によつて私的に消費されてしまつた。青年団の報告書は次のように書いている。「紅軍を支える物資の多くは、童子団が農村で大衆を強迫して得たもので、宣伝を通じて彼らが自ら提供したものではない。機関に集中された物資もよく保存されず、卵は割つて食べられ、金は使われ、わらじは履かれる。紅軍を支えるための物品は、いくつかの機関を経ると、その分だけ減り、完全に紅軍には渡らない」。⁽⁷⁾（ここに上級ソビエトと下級ソビエトの関係の側面が現れている。下級ソビエトは、いかなる手段によるのであれ、入手した金や食糧を上級ソビエトに渡すことをためらつた。⁽⁸⁾ そのため、地域によつては、区ソビエトよりも財政的に豊かな郷ソビエトが現れたのであつた。）区ソビエトおよび郷ソビエトが農民から食料を借りることも珍しくなかつた。とはいえ、一九三一

年七月に行われた鄂豫皖区第二回ソビエト代表大会の決議が、区ソビエトに期限を設けて食糧を大衆に返すよう求めていることからみて、⁽⁹⁾ 借りることと徴発の間は紙一重であった。ソビエト区が縮小を続け、ソビエトの財政がさらに逼迫した一九三四年には、区、郷ソビエト委員が大衆から食糧を没収し、食べてしまう事件があったことが報告されている。⁽¹⁰⁾

食糧の問題と並んで、ソビエトの各種機関の浪費ぶりも、党（より正確に言えば省委）による批判の対象となつた。一九三一年八月の鄂豫皖ソビエト財政経済委員会の通告は次のように述べている。「普遍的な現象として、各機関・団体の門は一枚二、三百銭もする油光紙で飾っており、『浪費が』まことにひどい。とりわけ、ソビエトが成立した地方で、各団体が代表大会と各種会議（参加者が多い）を開くと、浪費は大変多くなる。いくらかの機関は良い紙で壁を張り、机を置いている。同時に、各機関は、傘のないランプを明かりにしようとせず、もっぱらローソクを買っている。ローソクは手間がかからないと考え、寝るときでさえ消そうとせず、全部燃やそうとする。茶とタバコは言をまたない。（光山県ソビエトが入れる茶は苦勞して輸入したものだ。）責任者は少なく使えといわずに、一服につき一杯という具合に入れている。飲む人がいないと勝手に捨てている。これが節約といえるだろうか」。⁽¹¹⁾

このほか、財政経済委員会は、ソビエト機関員に対して毎月、生活費のほか支給される靴、靴下、齒磨き粉、タオルなどの支出が際限なく膨らみつつあることに注意を促している。⁽¹²⁾ 革命のために本来は公的に動員された資金源が、私的に消費されていたことは間違いない。言い換えれば、ソビエトの公的な会計とソビエト委員の私的な会計との間には一線が画されていなかった。そこで、鄂豫皖ソビエト政府の通告がいうように、「機関に何かがあると、それは彼の家にある。彼の妻が着るのは、しばしば機関の服である」という事態が生じたのであった。⁽¹³⁾

ソビエトの疑わしい支出や浪費をチェックするはずの労農監察委員会は、まったくといってよいほど機能してなかった。⁽¹⁴⁾ ある地域では、それは不正を糾すどころか、農民に対してかえって油、塩、肉を禁止する始末であった。⁽¹⁵⁾

こうして、農民大衆にとって、ソビエトは歓迎すべからざる存在となった。ある党内文書の表現を借りれば、ソビエトは「大衆に対して威信がなく、権威のみがある」のであった。⁽¹⁶⁾ 別の文書は、大衆とソビエトの関係が、多くの地方で「統治階級の衙門に対する関係の痕跡をとどめている」と書いている。⁽¹⁷⁾

大衆団体の機関と大衆との関係もこれに似ていた。ソビエト区において党は農民協会、貧農団、工会（雇農工会、手工業工会などいくつかの種類があった）、互済会、赤色教師連合会、童子団、婦人委員会など様々な団体組織し、大衆の教化と動員に役立てようとした。だが、ソビエトの場合とまったく同様に、これらの団体の指導機関は往々にして黨員、団員によって独占されていた。⁽¹⁸⁾ また、本来単一の階級によって組織され、その階級の利益を図るはずの団体が、いくつかの階級の寄せ集めとなることも少なくなかった。例えば、皖西北の霍邱では郷農協の中に多くの地主、富農、流民、土匪が混入していることが報告されている。⁽¹⁹⁾ 鄂東においては、船主が船業工会を組織し、商店の株主が商店工会に加入し、手工業の工房主が手工業工会を作っていた。⁽²⁰⁾ ある巡視員は党中央宛ての報告のなかで、彼が貧農団の積極分子会議に出席した際、出席者三〇数名のなかに、ただ二人の貧農、一人の雇農を見出したにすぎなかったと述べている。⁽²¹⁾ 要するに、「階級組織」の内部に、本来そこから排除されるべき階級が混入していた——そして、しばしば中心的な位置を占めていた——のである。これは地主や富農や商店主の階級的な反革命的陰謀のせいだとばかりはいえない。実際、「階級組織」が現実には「超階級組織」となっている事態に、黨員も大衆もともに積極的な異議を唱えたようには思われない。黨員はしばしば、地主や富農

とともに（党員自身が地主や富農である場合もあっただろう）大衆団体の指導部を占めた。工会においては、大衆もまた「雇い主を哀れんで」闘争しようとしなかった。⁽²²⁾ こうして階級的連帯を政策によって「上から」創出しようとする試みは壁に突き当たっていたのである。

大衆はおよそこれらの団体に積極的には参加しなかった。鄂豫皖省委が党中央に宛てた報告書によれば、工会と貧農団の組織化は「無理やり」進められていたのであった。⁽²³⁾ 工会の会議は多く、いったん始まるとだらだらと続いた。工会は他の大衆団体と同様に、ソビエトと紅軍、およびそれ自身のために加入者から金や食糧を集めた。にもかかわらず、工会の会員には選挙権と被選挙権を除けば、権利らしきものは何一つ与えられなかった。⁽²⁴⁾ それどころか、光山と黄安仙居区では、工会が賃金を減らすよう指導したのであった。⁽²⁵⁾ したがって、加入者が工会への参加を重荷と感じ、脱退したいと考えたのも無理はなかったのである。⁽²⁶⁾ 互済会もまた、鄂東の各地であたかも「苛捐雑税の徴収局」のように、大衆を強迫して金を集めていたことが報告されている。⁽²⁷⁾

ソビエトや各種大衆団体が課す様々な負担を回避、または軽減するために、最悪でも負担を現在以上のものにしていないために、大衆にはいかなる手段があっただろうか。第一は、自らが党員となることであった。すなわち、負担を課される側から課す側へと立場を転じることであった。すでに述べたように、入党の敷居は低かったから、その気になればそれは容易に踏み越えることができた。なるほど、たとえ党員になったとしても、多くの党内文書が示唆しているように、ソビエト委員の多くは知識人で占められていたため、農民がソビエト執行委員会に名を連ねる可能性は限られていたに違いない。⁽²⁸⁾ しかし、確信を持って言うには資料が不足しているが、大衆団体の指導部に入り込む可能性はそれほど小さくはなかったように思われる。専従メンバーともなれば、給料を支給され、生産活動から離れることもできた。例えば、区および県の工会執行委員会の約半数は専従であった。⁽²⁹⁾ 専従メ

ンバーでなくとも、執行委員であれば、大衆から集められた食糧や衣服などの分配、さらに「反動分子」として処罰された人々の財産の分配に与るチャンスがあつたであろう。

第二の手段は、主として今以上の損失を避けるためのものである。筆者の推測では、それは「搾取者」と個人的な関係を結んでおくことであつた。そのためには、家族であれ親族であれ、身近な人間を入党させることが有効であつたと思われる。また、階級闘争の呼びかけに応じるのではなく、階級間の結びつきを維持しておくことも効果的であつたろう。地主や富農や商店主は往々にしてソビエトや大衆団体の指導部に入り込んでいたから、彼らとの以前の紐帯を自らの手で破壊せず、報復を避けることが重要であつた。このような推測が正しいとすれば、農民は利益の極大化を追及すると同時に、損失を最小限にとどめるために入党した（あるいは身近な人間を入党させた）のであつた（つまり、ポプキンの想定する利益の極大化を目標と農民と、スコットの想定する危険を最小化しようとする農民の両方が存在していたのである）⁽³⁰⁾。

第三の手段は、反革命陣営からこつそりと利益の供与を受けて損失を埋め合わせることであつた。事柄の性質上、どれだけ多くの農民がこのような二股膏藥に手を染めていたかは不明である。そのような農民はソビエト区が敵の攻撃に頻繁にさらされるほど、言いかえれば、ソビエト区の存続の見通しが暗くなるにつれ、多くなつたであろう。その場合、党は農民が——あるいは党員自らが——二股をかけたとしても、全面的に敵のもとに身を寄せるよりはましだと考えていたのかもしれない。ソビエト区が窮地に追い込まれた一九三四年には、ソビエト区内で「白旗を立てた」農民で二股をかけている者を政治的、軍事的に利用するよう訴えている⁽³¹⁾。こうした農民の行動には、いうまでもなく安全の確保という意味が含まれていた。ソビエト区は絶えず伸縮を繰り返していたので、ソビエトと大衆団体は長続きするかどうかきわめて疑わしかった——実際、多くは短命に終わった。そこ

で、少なくとも一部の農民は権力者が交替したときに備えておいたのであった。ソビエト委員でさえ同様の行動を取る例があった。皖西北ソビエトの報告によれば、「六安三区二郷のあるソビエト委員は二股をかけ、白軍が来ると父親が出ていって饗応する。本人はソビエトで革命的ポストを得ている」のであった。⁽³²⁾

ソビエトは国民党による第四回围剿後にほとんど有名無実となった。一九三三年夏に党中央に送られた鄂豫皖省委の報告によれば、紅四方面軍が根拠地を離れて以来、「省ソビエトには主宰者がなく、工作機関もなく、まるで解消されたかのよう」であり、県ソビエトに至っては、紅安と麻城両県を除けば、その他は「すべて架空の機関」となっていたのであった。⁽³³⁾

(2) 土地改革と農民

土地改革こそは、農村の社会構造を根底から覆し、貧しい農民を惨めな境遇から救い出すとともに、党の支配を農村に根付かせる究極の手段であるはずだった。公式の党史によれば、鄂豫辺区においては、一九三一年春までに土地分配は基本的に終了していた。富農の土地についていえば、一九二五年五月に同辺区が制定した「臨時土地政綱」は、富農の土地を分配しないことを定めていたし、同年一二月に採択された「土地政綱実施細則」においても、地主の所有地と富農の「余分な」土地のみを没収することがうたわれていた。⁽³⁴⁾ところが、一九三一年五月の鄂豫皖中央分局の成立後、すでに土地分配がなされた地域で再び分配を行い、富農のすべての土地を没収の対象とすることが決定されたのであった。⁽³⁵⁾

だが、どうみても土地改革は、根拠地内のすべての地域で実行されなかったし、いったん実施が決定された場合でも、その実行はだらだらと引き延ばされた。また、実行に移された場合でも、期待された目的を達成したと

はいがたかった。その原因は、土地改革を推進する主体の側（党、ソビエト）と、その対象となる客体の側（土地を奪われる者と、新たに与えられる者）の双方にあった。前者について言えば、まず方針それ自体が必ずしも根拠地の農村の現実在即したものではなかった。土地を分配するに際しては、個々の農民を特定の階級的範疇に分類しなければならなかったが、党の定めた階級を区分するための基準は往々にして役に立たなかった。農民のなかには、いくらかの土地を所有していても、なお労働力を売って生活しなければならない者もいたし、逆に土地を全く所有していなくとも、広い小作地を耕すことによって比較的裕福な生活を営み、雇農を使用している者もいた。⁽³⁶⁾土地を所有しながら、農閑期に手工業に従事する農民を、どの階級に分類すればよいかも難問であった。⁽³⁷⁾土地の「均分」という方針もまた問題を孕んでいた。党が一九三一年半ば以降打ち出した新しい方針によれば、均分とは人口と労働力を混合した基準に基づいて行われるものとされたが、⁽³⁸⁾この基準はいかにも曖昧であった。しかも、森林、茶畑、竹林、池、そして水利施設のように均分には不適切なものもあった。農耕に不可欠の耕牛もまた均分には適さなかった。⁽³⁹⁾

党員は土地改革の推進者であると同時に、しばしば受益者でもあった。土地改革の結果、比較的肥沃な土地を分配された人々には、地主、富農のみならず党員、および青年団員も含まれていた。ある文書の伝えるところ、「土地を分配する際、一部の共産党員と青年団員、およびソビエトと大衆団体責任者は、革命勢力を語って良い土地を得ており、かえって貧農・雇農に良い土地を得させていない」。⁽⁴⁰⁾張国燾も、少数の幹部があたかも「地保」（地方末端の治安係）のように振る舞い、土地の分配に際して自らのために比較的良い土地を優先的に確保していたことを指摘している。⁽⁴¹⁾したがって、党員は必ずしも階級闘争を進める見地から土地改革に臨んだわけではなかった。

次に、土地改革の対象となる側に眼を転じると、あらゆる証拠からみて、少なからずの地主と富農が、必ずしも無傷ではなかったにせよ、土地改革を生き延びることができた。土地を没収され、その結果、影響力が根底から削がれることを期待されていた彼らが、往々にして党内に潜り込んで土地の分配を牛耳り、かえって良い土地を得ていたのであった。ある場合には、地主は土地改革後も、依然として人を雇って耕作を行わせていた。⁽¹²⁾この事態を、たんに地主と富農による頑強な階級的抵抗の結果だと考えるわけにはいかない。実際には、土地改革はその受益者となるはずの貧農や雇農の支持も受けなかった。いくつもの党の報告書が、土地を分配されてもそれを受け取ることを拒み、あるいは受け取ってもそれに愛着を持つことができない農民の存在に触れている。⁽¹³⁾

なぜ農民は、彼らが切望していたはずの自らの土地の取得に消極的であったのだろうか。一つの理由は、土地を分配されても、家畜や農機具や種子がない限り、それを耕作しようにもできなかったためである。だが、恐らく、もっと重要な理由は、農民が共産党の支配の持続性に疑念を抱いていた——⁽¹⁴⁾実際にはほとんどの地域で支配は続かなかつたのだが——ために、地主の報復を恐れていたということであろう。将来のある時点で、秩序が元に戻され、今得たばかりの土地も結局は地主のもとに帰るのだとすれば、かつて地主との間に築いた関係——⁽¹⁵⁾かつて互酬関係と呼べるような場合でも——にあえて傷をつけるようなことは慎むべきだ、と農民が考えたとしても不思議ではない。その場合には、それまでの地主—小作間のパトロン・クライアント関係が土地改革を通じて改めて確認されたのであった。かくして、土地改革は多くの場合暗礁に乗り上げるか、実施された場合でもその果実は、しばしば貧農と雇農ではなく地主と富農によって刈り取られたのであった。⁽¹⁵⁾

以上の観察が正しければ、土地改革の目的に賛同し、農村における階級間の力関係に根本的な変化をもたらすべく積極的に行動した人間は、党员も含めて村落にはほとんど存在しなかったのであった。土地は確かに再分配

された——場合によっては一度だけでなく、二度三度と——が、それによって村落の社会構造に直ちに大きな変化が現れることはなかったのである。

そのうえ、土地の再分配の効果は、分配後の土地の売買や貸借によって、かなりの程度減殺されたに違いない。党は、新たな地主や富農が現れるのを防ぐために、一度分配された土地には、使用権のみを認め、売買および貸借を禁じていた。だが、農民は勝手に使用権を売買したり、金を取って貸したりしたのであった。⁽⁴⁶⁾農民たちはまた、より多くの土地を分配されるための手段として童養媳（将来息子の嫁にするために、子供のときに引き取られた女性を指す）に目を付けた。その結果、この伝統的な結婚形態はなくならないどころか、ある地方ではかえって増えたのであった。⁽⁴⁷⁾

こうした事態は、その支配領域がきわめて不安定な、したがって農民が党の権力を永続的なものと確信できなかった鄂豫皖根拠地の特異性を、ある程度反映していたとみることができかもしれない。だが、安都根氏が明らかにしているように、中央根拠地においても、「運動の主・客体双方の否定・懐疑的態度」⁽⁴⁸⁾によって、「根拠地農村社会の総体的反発」が生じていたのであった。したがって、土地改革を通じて貧農、雇農に「上から」階級意識を植え付け、農村における階級的搾取に終止符を打とうとする党の努力を阻害した力学は、いくつかの根拠地に共通のものであったと考えたほうがよいであろう。

（3） 紅軍と農民

他の根拠地と同様、鄂豫皖根拠地も国民政府軍の絶え間ない攻撃にさらされていた。したがって、紅軍の強化と拡大こそは、以前の革命の成果を守り、ソビエト区を繰り返される包圍討伐作戦から防衛するための鍵であっ

た。そこで、党はあらゆる機会を捕らえて紅軍拡大キャンペーンを展開したのである。

農民を紅軍に加入させるには、国民党の背後にあつてそれを操る帝国主義の脅威とか、民族的危機というお定まりのテーマを彼らに吹き込むだけでは無駄であつた。いくつもの誘因が提供された。兵士が去つた後に残された彼の家族の生産活動を助けるために、村人が代耕を行うことが求められた。⁽⁴⁹⁾ 兵士と家族の通信には切手を貼る必要がなかつた。⁽⁵⁰⁾ 兵士が傷を受けて任務を遂行できなくなれば、障害者証が交付され、必要なサービスを受けられることになつてゐた。⁽⁵¹⁾ 名誉の戦死を遂げたとなれば、その家族は食糧税が免除されるはずであつた。⁽⁵²⁾ 特典は次第に数を増してゆき、一九三四年八月には水害の被災民に対して入隊後、半年から一年でやめてもよい——これはおそらく党中央によつて認められた措置ではない——という条件まで提示された。⁽⁵³⁾

だが、それにもかかわらず、農民が紅軍に積極的に加入することはなかつた。青年団のある報告書は、団員でさえ紅軍への加入に大きな抵抗を感じてゐることを嘆いてゐる。「霍山、六安の同志たちは家庭に恋々として紅軍に参加しようとしなない。彼らを紅軍に行かせようとすると、すぐに耳まで真っ赤にして泣き出す始末である⁽⁵⁴⁾。団員でさえ紅軍兵士になつたがらなかつたのであれば、一般の農民はなおさらであつた。沈沢民による党中央宛の報告書は次のように書いてゐる。「紅軍の補充問題についてであるが、これまで大衆は自発的に紅軍に参加したが、第四回围剿中にほとんどそうしたことがなくなつてしまつた。そこで紅軍の補充は、いつも遊撃隊をいくつか集めるということになる。しかし、その結果、農民は遊撃隊、独立団に参加しようとせず、さらに赤衛軍にも参加しようとしなない。動員されるのを恐れてゐるのだ⁽⁵⁵⁾。安徽省においても、「各遊撃隊はいやがつて紅軍と会おうとしなかつた⁽⁵⁶⁾」。

それにもかかわらず、党中央と省委員会からは、具体的な目標数字を設定して一定の期日までに紅軍兵士を増

やすようひっきりなしの催促——どうみても達成不可能な数字であった——がなされた。例えば、一九三一年八月の鄂豫皖ソビエト政府の通知はこう要求している。「農民を自発的に紅軍に参加させよ。皖西一七〇〇人、黄冈二〇〇人、光山二〇〇人、……。これらは最低限の数字であり、速やかに達成すべし」⁽⁵⁷⁾。そこで、紅軍兵士の補充は往々にして強制、欺瞞、および金品での誘惑に依存することになった。⁽⁵⁸⁾ 手段を選ばない兵員の補充は、当然のことながら、多くの素性の疑わしい分子を紅軍に送り込んだ。地主、富農はもちろんのこと、紅軍から一度除隊を命じられた分子や「反革命分子」、そして土匪までもが送り込まれる場合さえあった。鄂豫皖ソビエト政府の通知によれば、黄安县ソビエトはかつてAB団のメンバーであった人物を、また麻城県ソビエトは「改組派」と明らかにわかっている人物を紅軍に紹介したのであった。⁽⁵⁹⁾ 中央ソビエト区においても事情は同様であった。福建省西部において、一九三二年七月と八月にかけて拡大した紅軍は、計画の十三分の一にすぎなかっただけでなく、新兵の中には少なからずの老弱者、子供が混じっていた。⁽⁶⁰⁾ これらの分子の混入は、紅軍の規律と士気に悪影響を及ぼさざるをえなかった。

とりわけ深刻な問題は、多くの逃亡兵の出現であった。紅二五軍七五師は、食糧調達作戦（打糧）——それはしばしば略奪と区別がつかなかったのだが——の展開中、隊伍を分けて翌日に集合させるたびに、各団で一〇人から二〇人がいなくなった。⁽⁶¹⁾ これらの逃亡兵はどこへ行ったのだろうか。党内文書の示すところ、彼らは郷里に帰っていたのである。逃亡兵だけではなかった。多くの村には休暇を取るか、病氣のために村に帰った後、隊伍に戻ろうとしない紅軍兵士たちが少なからず存在したのであった。彼らは周囲の人々から冷たい視線を浴びていただろうか。そうではなかった。実際には、各種の機関が彼らをわざとかくまっていたのである。一九三一年八月に出された鄂豫皖ソビエト区の訓令は、「普遍的で一般的な現象」として、各級ソビエト政府機関内に兵士が

「逗留」していることに注意を促した。⁽⁶²⁾ 遊撃隊や赤衛軍などの地方的性格を持つ部隊が、紅軍兵士をかくまうことも珍しいことではなかった。⁽⁶³⁾

これはたんに鄂豫皖根拠地にのみみられた特異な現象ではなかった。『闘争』に掲載された「兵士の逃亡に反対する大衆運動を展開せよ」と題する鄧発の論文は、中央ソビエト区における紅軍からの逃亡兵をいかに隊伍に戻すかを論じたものだが、この論文に描かれた状況は鄂豫皖根拠地におけるものほとんど同様であった。やはり、紅軍から逃亡した兵士は——鄧発の示唆するところ、彼らのなかには何度となく逃亡を繰り返すもの、さらには商売をやるために紅軍に加入したものがいた——農村に帰っていたのであった。この場合、身を潜めていたという表現を用いるのは適切ではない。瑞金のある地区のように、逃亡兵が組織を作ってソビエト政府に公然と要求を突きつける場合もあったのである。この論文は同時に、区や県の党、ソビエト機関が逃亡兵の帰隊の指導に消極的であることを指摘している。⁽⁶⁴⁾

なぜ逃亡兵は農村にかくまわれ、「悠悠自適」⁽⁶⁵⁾ の生活を送ることができたのであろうか。多くの逃亡兵が出現した主要な原因は、紅軍内の待遇の問題や革命の前途に対する悲観的展望を除けば、党の文書が何度となく批判した「家庭観念」(自分の家庭の利益だけを考える傾向、という意味で用いられている)に帰することができ。だが、なぜ地方党、ソビエト機関を含めて、いわば村ぐるみで逃亡兵がかくまわれていたのだろうか。それは、地方的な防衛のために一人でも多くの若者が必要であるとの認識が、黨員も含めて村人の間に共有されていたためであった。この点に関して、党ソビエト区中央局の文書は次のように問題の本質を突いた指摘をしている。「一部の地方政府では、……常に地方的に兵を擁して自衛しようという考えが見られ、それは客観的にみれば紅軍拡大を阻害する役割を果たしている(逃亡兵を庇護したり、紅軍家族の休暇要請を助けたり、自ら前線の紅軍兵士に手

紙を書いて地方武装工作のために帰ってこいと要求し、自分の郷村の壮丁が前線に行くのを喜ばないなどのように）。赤衛軍、遊撃隊、少年先鋒隊は、多くの戦士と隊員を紅軍に入隊させるよう動員に努力しない。逆に、自己の最良の力を紅軍に送ることによって自己の力が減ることを喜ばないことがある⁽⁶⁶⁾。ここでわれわれは、なぜ農民が限られた空間的範囲においてのみ活動する遊撃隊や赤衛軍には参加しても、紅軍には参加しようとしなかったか、なぜ彼らが村に逃げ帰ってきてても周囲の人々から白眼視されることはなかったか、そしてなぜ地方の党やソビエト機関が自分の地区の若者を紅軍に送り込むことに消極的であったかを理解するのである。ソビエト区全体を思い浮かべ、その防衛を考えていた人々は、農民の間ではもちろん、恐らく黨員の間でも県委員会以下の機関にはほとんど見出すことはできなかった。

農民は積極的に紅軍に参加しようとしなかったばかりでなく、紅軍を支援するための活動にも熱心ではなかった。紅軍公田こそは、紅軍を物質的に支える柱となるはずであった。各郷は土地分配に際して一石から五石を真先にそれに当て、収穫物の三〇パーセントを代耕者が、残り七〇パーセントを紅軍が受け取ることになっていた⁽⁶⁷⁾。だが、むろん土地改革の進展と関連するのだが、紅軍公田の設置は遅々として進まず、設置された場合でも、水が無く、除草もされていなかった⁽⁶⁸⁾。同様の傾向は他の根拠地にも見出すことができる。中央ソビエト区でも、紅軍の家族のために代耕を行う者が、紅軍家族に饗応をねだったり、誰も代耕に行かない傾向が指摘されている⁽⁶⁹⁾。

とはいえ、農民たちは決して紅軍を恐れていたわけではなかった。むしろ、かれらは紅軍がやってくることを待ち望んでいたのであった。鄂豫皖省委の報告によれば、安徽省西北部の双河、南溪の大衆は、紅二五軍が来たのを聞きつけると、続々とやってきて兵士に食事を与えた。だが、この文書は同時に、農民の歓迎が条件的なものであったことを物語っている。すなわち、紅二五軍の旗色が悪いと見るや、大衆はすぐに冷淡になったのである。

った。⁽⁷⁰⁾ おそらく農民たちは、紅軍が地方的な安全保障を提供してくれる限りでそれを歓迎したのであった。安全保障だけでなく、紅軍が自分たちの食糧調達に役立つという期待もあったであろう。紅軍が白区で食料を調達(あるいは略奪)する場合、輸送を助けるために農民が動員されるのがつねであった。しかし、鄂豫皖省委の報告が示すところ、ひとたび紅軍にしたがって白区に行くと、農民たちは自分たちで勝手に「打糧」を始め、食糧を十分に確保すると、勝手に自分の家に運んでしまうのであった。彼らのうちごく少数のものしか紅軍のために輸送を行おうとしなかっただけでなく、紅軍の食糧まで持ち去ってしまった。⁽⁷¹⁾ かくして、農民の利害得失の計算は、紅軍に安全保障と食糧の提供を期待し、ある場合にはそれをその場限りで利用しながら、一定の距離を保つという態度を生み出した。安全保障という場合、農民の目がごく限られた空間的範囲内でのそれに向けられていたことは明らかである。遠く離れた中央ソビエト区を防衛するために、最大限の努力を払って鄂豫皖辺区に敵の軍勢を引き付けよとの鄂豫皖省委が何度となく繰り返した主張は、農民にとって何の共感も呼び起こさなかった。ある巡視員が党中央に送った報告にみられる「『これは私の守る紅軍だ。あれは君の守る紅軍だ』⁽⁷²⁾という言い争いが絶えない」という指摘も、この文脈において理解できるのである。

(4) 「反革命分子」と農民

党内文書は、党中央が張国燾を送り込み、根拠地の「引き締め」を開始する以前に、肅清がすでにかんりの規模で行われていたこと、そしてしばしば行過ぎた殺人が行われていたことを示唆している。一九三〇年一〇月に書かれた巡視員の鄂東に関する報告によれば、「改組派」を大永区では一度に二百人を処刑し、通山県では四〇人を殺し、大衆をパニックに陥らせたのであった。⁽⁷³⁾ 別の巡視員も鄂東の党組織について、何かといえは黨員を

除名したり、秘密裏に銃殺したりする傾向があることを指摘している。⁽⁷⁴⁾これは鄂東だけに限られた傾向ではなかった。皖西北においては、「改組派」に対して、「彼らを殺し尽くせ、というスローガンを提出し、テロリズムで対処した。これはかえって大衆、はては党内に恐怖と猜疑を生み出した」⁽⁷⁵⁾。皖西北特委の決議によれば、これまでの反革命分子の肅清について、「唯一の方法は打ち、殺すことであり、党は最も残酷な封建社会の悪刑をすべて用いた」のであった。⁽⁷⁶⁾いったん疑わしいと判断された場合、貧農であれ、雇農であれ、傷病兵であれ、所属する階級のゆえに手心が加えられることはなかったようにみえる。⁽⁷⁷⁾鄂豫皖省委の決議は、反革命分子によって不幸にも騙された一般の人々に対して、「徐々に拷問を減らし」、階級的な同情をもつて彼らを救うよう訴えている。⁽⁷⁸⁾

反革命分子と目された——事実であろうとなかろうと——人物に対して加えられた凄惨な暴力は、たんに反革命肅清工作に責任を負うソビエト政治保衛局の暴走の結果ではなかった。農民たちも、政治保衛局の意向がどうであれ、勝手に「反革命派」を処刑していたのであった。⁽⁷⁹⁾鄂豫皖区第二回ソビエト代表大会においては、各村各郷が許可なく人を殺すことを禁止する問題が討議された。⁽⁸⁰⁾「反革命分子」に対する暴力行使への歯止めは、どこにも無いかのようであった。

なぜかくも凄惨な暴力が広範に行使されたのであろうか。とかく暴力的な形態を取りがちな伝統社会における紛争解決の習慣を別にすれば、いくつかの要因がこの現象を生み出すのに関わっていた。第一に、われわれは一九二七年夏以来の国民党との血で血を洗う抗争が、黨員を暴力とともに生きるよう強いていたことを想起しなければならぬ。敵は繰り返しソビエト区に様々な方法で攻撃、略奪、そして焼き打ちを仕掛けてきた。農民の家屋と穀物が焼かれ、農機具は破壊され、家畜は殺され、しばしば村は見る影もないありさまとなった。⁽⁸¹⁾そのうえ、共産党と長い間戦ってきた土匪もまた農民に対しては残忍に振舞った。ある文書によれば、土匪は子供たちを池

に投げ込んで溺死させていた。⁽⁸²⁾復讐心に駆られた農民たちが自らも暴力に訴えたのは当然の成り行きであった。かくして、党が制止しようとしまいと——ほとんどの場合、制止しようにはみえないし、おそらく制止しても無駄であったろう——「赤区大衆と白区大衆の相互の人を怨んだ殺害の応酬」という事態が生まれた。⁽⁸³⁾

第二に、反革命分子が実際に根拠地および各種の組織に潜入していたことは、根拠地の人々の破壊活動に対する警戒心を高めた。根拠地における機関で反革命分子の浸透を免れているものはほとんどなかった。皖西北の霍邱六区においては、ソビエト政府常務委員五人が敵の密偵であったことが発覚したとされる。⁽⁸⁴⁾鄂豫皖省委の報告によれば、皖西北においては、ときに党の県委員のすべてが第三党分子で占められていた。⁽⁸⁵⁾学校もまた「改組派」の教師を抱えていた。⁽⁸⁶⁾だが、これら「改組派」、「第三党」、「解消派」、「A B 団」などと呼ばれた人々のすべてが本当に反革命活動に従事していたかどうかは極めて疑わしい。高められた警戒心が、ソビエト区のすべての人々を反革命活動の徴候に対して過敏にさせ、実際にはありもしない破壊工作を浮かび上がらせたということがある。⁽⁸⁷⁾

しかし、逮捕者から罰金を取り、それがソビエト政府の財源にされていた点も見逃されてはならない。⁽⁸⁷⁾おそらく、罰金はソビエト政府だけでなく、党、紅軍、そして各種大衆機関の収入にもなっていたであろう。これが第三の要因である。各機関が恒常的な財政難に直面するなか、他に適当な財源が見出されない限り、ソビエト区内部で打撃対象を拡大して収入を確保しようという誘惑はつねに存在したに違いない。報復感情と利益の誘惑はお互いを強化しあって、広範な暴力の行使に寄与したのである。

ところで、「反動分子」に対するほとんど歯止めなしの暴力と、「反動分子」が根拠地内部に大量に潜んでいたことは、どう整合的に理解すべきなのだろうか。これはたんに制裁に次ぐ制裁によっても、対処しきれないほ

ど大量の反革命分子が根拠地に侵入していたことを、あるいは彼らが根拠地にもともと存在していたことを意味するのだろうか。たしかに、敵による絶え間ない攻撃にさらされながら、根拠地の警戒ぶりはどこか牧歌的であった。鄂北の各県ではいずれも、夜に路上で人が追いかけられる事件が起こっていた。⁽⁸⁸⁾ 皖西北のある地区では、足の不自由な老婆が通行証を検査していた。⁽⁸⁹⁾ そして、各機関の建物の裏手に回れば、反革命スローガンが書かれているのを見出すことができた。⁽⁹⁰⁾ おそらく、反革命派はソビエト区に侵入しようと思えば、比較的容易にそうすることができたのである。

だが、大量の「反革命派」の存在には別の理由もあった。明らかに、彼らの少なくとも一部は存在を許されていたのである。言い換えれば、肅清の対象は選択されていたのであった。ある文書のなかで鄂豫皖省委は、党員が反革命派を「局部的に放任するという現象」、肅清を「主観的に行う欠点」の存在を指摘していた。この文書はまた、反革命肅清運動（「肅反」と呼ばれていた）中の「農民意識」による包囲について触れていたが、これは大衆が自らの階級的立場を考慮せず、反革命分子の保護を願う現象を指していた。⁽⁹¹⁾ 実際、一九三一年七月には、捕らえられた「改組派」分子二人について、二千人の大衆が釈放を要求した事件が党中央に報告されている。⁽⁹²⁾ また、ある場合には、捕らえられた「反動分子」が、金と引き換えに放免されたのであった。⁽⁹³⁾

では、「反革命分子」のうち、誰が裁かれ、誰が放免されたのだろうか。そもそも「反革命分子」として摘発されたもののうち、外部から潜入した敵を別とすれば、農村の住人の間で、あからさまな破壊行為や通敵行為を働くなど、誰が見ても明白な「反革命分子」は少数に過ぎなかったであろう（そもそも、何が反革命行為に該当するか、また告発された人物をいかに処罰するか判断には主観の入り込む余地が大きかったであろう。また、それらの基準は張国燾や沈沢民ら「左傾」化した指導者が「肅反」を指揮していた時期と、彼らが去った後では違ったであろう）。

残りの部分には、すでに示唆しておいたように、金が目的で不幸にも「反革命派」に仕立て上げられた地主や富農や商人がいたであろう。だが、それに尽きるものではない。そこには、次のような農村社会における個人的・集团的怨恨、および具体的利害に基づくいくつかの対抗関係を背景として、告発された人々が多数含まれていたと考えられる。

(1) 党員間の個人的・集团的対立。例えば、すでに述べたように、陽新県出身者は鄂東北各県の県委をほぼ独占していたが、後に陽新県委は「改組派」の汚名を帯びることになった。⁽⁹⁴⁾ 特定の地域出身者が重要なポストを独占することに対する他の党員の不満が、その地域の出身者を「反革命分子」に仕立て上げた可能性がある。

(2) 農民間の個人的・集团的対立。他の農民に何らかの理由で宿怨を持つ農民が——それは個人的怨恨かもしれないし、あるいは家族、宗族、その他の社会結合を巻き込んだ怨恨かもしれない——「肅反」に乗じて報復を図ったかもしれない。根拠地に大量に流入し、現地の農民の支援を受けて生活していた難民との悪感情が、お互いを「反動分子」として告発させることを促した可能性もある。⁽⁹⁵⁾

(3) 党員と農民の間の対立。「反革命分子」は地主、富農に限らず、党とソビエトに不満を持つ——とりわけ土地改革の利益に与らなかった——貧しい農民である場合もあった。⁽⁹⁶⁾ この場合、不満を持つ農民が、土地の分配に関与した特定の党員を告発することはありえたであろう。逆に、ある地主が何らかの理由で党員によって告発された場合、この地主と個人的に結びついた農民が彼の保護を求めることもあったに違いない。

一方、告発された人物は、個人的・集团的に動員しうるあらゆる資源——「感情」を含めて——を用いて、処罰

に反対する圧力を生み出そうとしたであろう。また、告発した側を逆に「反動分子」として対抗告発したかもしれないし、金を払って処罰を免れようとしたかもしれない。処罰か放免かは、恐らく処罰に利益を見出す人々とそれを阻止しようとする人々との間の交渉、取引、あるいは暴力的対決の結果次第であった。

以上のように、われわれは「肅反」を、たんに「階級敵」が除去される過程であったとみなすことはできない。それは階級闘争の外見をまとつてはいいたが、黨員と農民が彼らの個人的・集团的利益の伸張を図る戦略に開かれていたのであった。

（5）青年と女性

こうしてみると、党が農村に「上から」浸透させようと目論んだ新しい秩序は、そのままの形では浸透することなく、そのあらゆる部分が農民によつて勝手に読みかえられたように思えてくる。その場合、古い価値と行動様式——地縁・血縁による紐帯、地方主義、パトロン・クライアント関係に基づく結合、個人的報復など——は、それを破壊するはずであった新しい形式——ソビエトであれ、土地改革であれ、紅軍擁護運動であれ——を本来の目的とは別様に用いて、かえつて自己主張を行ったのであった。つまり、古い秩序が新しい表現形式を獲得したのである。その結果、根拠地の農村には一見新しい制度、新しい組織、新しい語彙と象徴が行き渡りながら、その背後では、社会結合の形態や農民の価値観と行動様式などの面で強固な連続性が残されたのである。

しかし、党の諸政策は農民によつてすべて勝手に加工されたり、サボタージュに直面したわけではなかった。明らかに党の打ち出したいいくつかの政策は、農村のなかに敏感な共鳴版を見出し、熱烈に支持された。その共鳴版とは青年と女性であった。したがって、それは階級的な性格を持っていなかった。

青年という範疇は、本来たんに生物学的な年齢だけではなく、多様な定義が可能であろうが、ここで問題とするのは、大雑把に一〇代後半から二〇代前半の未婚の男たちである。ソビエト区における彼らの行動について、党内文書が示唆することのひとつは、革命活動への参加を口実に、生産活動を放り出す「ロマン主義」的傾向であった。皖西北特委の報告に従えば、「現在、一般青年の大半は革命工作に参加すると、生産に参加しようとしなくなり、一部は外で会合がある、工作があると偽って家庭と対立し、生産から離脱するというロマン主義的道を歩んでいる」のであった。⁽⁹⁷⁾ 青年たちの情熱は「革命」とともに恋愛にも向けられた。おりしも、党は自由な結婚と離婚を農村に導入しようとしていた。この画期的な制度に、多くの青年と女性は色めきたった。皖西北特委が党中央に送った報告によれば、多くの青年団員は一日中「婚姻問題」で騒いでいたのであった。⁽⁹⁸⁾ おそらく梅毒の蔓延は、この「ロマン主義」の広がり必然的な結果であった。⁽⁹⁹⁾

自由な結婚と離婚の制度化は、伝統文化に対する紛れもない攻撃であった。婚姻制度だけでなく、青年たちは「封建的」な伝統文化に対する各方面からの過激な攻撃を開始した。皖西北では、彼らは菩薩を打ち壊し、道士の経書を焼き、医者 of 医学書を焼き、「老腐敗」の髭まで抜いた。⁽¹⁰⁰⁾ 鄂東でも、青年団員たちは「反墮落闘争」に際して、「袍を裂き、靴を裂き、眼鏡を壊し、煙草を禁じ、それを持っていけば没収した。迷信を打破し、神像を打ち壊した。農民の一切の迷信を禁止した」のであった。⁽¹⁰¹⁾ 一世代後の文化大革命の予行演習を思わせるこの急進主義は、青年たちの特殊な連帯感に支えられていた。鄂東では、青年団は「第二党」となる傾向を帯び、党に対する闘争を提起し、デモ行進さえ行ったのであった。⁽¹⁰²⁾ 皖西北特委は党中央宛ての報告書において、青年団員は地方主義と「感情」がとりわけ濃厚だと述べている。⁽¹⁰³⁾

青年たちのこのような振る舞いに対して、上の世代に属する人々が眉をひそめたのは無理もなかった。そこか

ら生じたのは世代間対立であつた。青年団のある報告書は次のように書いている。「青年は単独で青年大衆集会を開催し、成年は成年で大衆集会を催している。青年は成年の靴や米を奪い、紅軍を支え（六安）、青年と成年の対立を生み出している」⁽¹⁰⁶⁾。この報告は続けて、青年団の武装組織である少年先鋒隊と赤衛軍の關係の悪さを指摘している。それによれば、少年先鋒隊が戦闘に敗れると、赤衛軍がそれを笑い種にし、一方、少年先鋒隊は赤衛軍の銃を集めたのであつた。⁽¹⁰⁶⁾

女性もまた党の政策に敏感に共鳴した。鄂豫皖区第二回ソビエト代表大会で採択された婚姻問題決議は、一八歳以上の男、一七歳以上の女が結婚と離婚の「完全な自由権」を持つこと、両親の決めた婚姻が法律上一切無効であること、離婚に際して夫婦の財産は均等に分配し、子供の養育費はすでに生まれているとしないとに關わらず双方が等しく負担すること、などを謳つていた。⁽¹⁰⁶⁾ おそらく、自らの意思で結婚を決められるという考えほど、女性たちの心を揺さぶつたものはなかつたであらう。多くの男たちが妻たちから離婚を言い渡され、それに反発する夫たちとの間で紛争が生じた。紛争はときに暴力沙汰にまで発展した。⁽¹⁰⁶⁾ 自由な結婚を後押ししたのは女性たち（もちろん、すべての女性というわけではない）だけではなかつた。大方の青年たちもまた、この新たな制度の熱烈な支持者であつた。頻発する紛争に危機感を覚えた党は、紛争を鎮めるために、ときに当事者を牢に押し込め、ときに武力に訴えた。⁽¹⁰⁶⁾ 皖西北のいくつかの県でソビエト政府は「婚姻のアナーキーを防ぐために」、上述の婚姻問題決議に矛盾する方針を採り、双方が同意してはじめて離婚が成立するとか、結婚は自由でも離婚は許さないなどのスローガンを叫んだのであつた。⁽¹⁰⁶⁾

青年であれ女性であれ、伝統的農村社会においては、政治的、社会的に周位的地位に追いやられていた人々であつた。彼らは、伝統社会における価値の逆転をどこかで待ち望んでいたのである。彼らの潜在的願望と党の政

策が出会ったとき、彼らはそれに便乗したのであった。

彼らの反応は多分予期されたものではあったが、その仕方は党が期待したものとは違っていた。党は青年と女性が階級闘争に立ち上がるとともに、紅軍を支えるための生産活動に従事し、貧しい農民を支配階級に従属させていた文化に対して全面的な攻撃に立ち上がることを期待していた。だが、青年たちは農作業を放り出し、伝統文化に対する攻撃というよりは、たんなる破壊と恋愛に走りがちであった。その結果、世代間に緊張が生まれ、党が創り出そうとした階級的連帯にかえって水をさしてしまった。女性たちの少なくとも一部は、夫や子供の紅軍参加を阻み、あるいは紅軍兵士となつてゐる夫たちとの間に離婚沙汰を引き起こし、党に危機感を与えた。とはいえ、新しい結婚の形態を積極的に支持した彼女たちではあったが、依然として数多くの迷信や俗信の信奉者のままであった。⁽¹⁰⁾ 纏足や束胸の慣習も消え去ることはなかった。⁽¹¹⁾

これらの点が、革命における伝統的農村社会の変容の問題をいっそう複雑にすると同時に、その過程に根源的な不確実性を付与している。党が打ち出した諸政策は、農民によつてある部分は換骨奪胎され、歪曲された形で実現されたが、別の部分は政策への同調を装いながらサボタージュが行われ、さらに別の部分は彼らがその独自の利益を実現するために便乗する結果、特定の側面が突出し、過激化した。したがって、農民の発動した「勝手な包摂」の諸戦略は、農村社会の変容を一方で阻害しつつ、他方で促進していたのである。こうした生じた変化と非変化の組合せが農村をいかなる方向へ導くのか、恐らく誰にも予測できなかったし、統御することもできなかったに違いない。実際、党は農村社会に新たに亀裂を創り出そうとしたところに連帯を生み出し（階級間の関係）、連帯を創り出そうとしたところに亀裂を生み出してしまった（世代間、および異なる性の間の関係）。明らかに、変化の範囲、テンポ、そして方向は党による予測と制御を超えていたのである。

- (1) 「鄂豫皖省委給中央的報告」（一九三二年二月二日）、『鄂豫皖』甲2、二五一頁。
- (2) 「黃火青給中央的報告」（一九三二年七月一日）、『湖北文件』甲8、四四二頁。
- (3) 「鄂豫皖蘇維埃政府關於各種委員會工作概要說明」（一九三一年一〇月二八日）、『鄂豫皖』甲3、一五八頁。
- (4) 「皖西北特委第一次擴大會議決議案」（一九三一年四月三〇日）、『鄂豫皖』甲4、二九五頁。
- (5) 「鄂豫皖區第二次蘇維埃代表大會給皖西北特蘇的指示信」（一九三一年七月）、『鄂豫皖』甲3、三九頁。
- (6) 「團皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」（一九三一年九月一四日）、『鄂豫皖』第四冊、五五三頁。
- (7) 「皖西北特委政治決議案」（一九三一年六月）、『鄂豫皖』甲4、三二五頁。
- (8) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」（一九三一年六月）、同右、三九七頁。
- (9) 「鄂豫皖區第二次蘇維埃代表大會關於糧食問題決議案」（一九三一年七月）、『鄂豫皖』甲3、一九頁。
- (10) 「鄂豫皖省委給皖西北道委指示信第一号」（一九三四年五月）、『鄂豫皖』甲2、四八二頁。
- (11) 「鄂豫皖區蘇維埃政府財政經濟委員會通令第三号」（一九三一年八月八日）、『鄂豫皖』甲3、六九一七〇頁。
- (12) 「鄂豫皖區蘇維埃政府財政經濟委員會通知第一号」（一九三一年八月一三日）、同右、八〇頁。
- (13) 「鄂豫皖區蘇維埃政府布告第十二号」（一九三一年八月）、同右、一〇八一〇九頁。
- (14) 「鄂豫皖區工農監察委員會通令第一号」（一九三一年一〇月二八日）、同右、一六五頁。
- (15) 「鄂豫皖區工農監察委員會通令第二号」（一九三一年九月一八日）、同右、一四五頁。
- (16) 「洪紀的報告——關於去通山接受工作的情形」（一九三〇年一〇月一二日）、『湖北文件』甲8、三九九頁。
- (17) 「皖西北特委第一次擴大會議決議案」（一九三一年四月三〇日）、『鄂豫皖』甲4、二九五頁。
- (18) 「鄂豫皖省委給中央的報告」（一九三二年二月二日）、『鄂豫皖』甲2、二五一頁。
- (19) 「皖西北特委給霍邱縣委的指示信」（一九三一年四月二五日）、『鄂豫皖』甲4、二六九頁。
- (20) 「黃火青給中央的報告」（一九三二年七月一日）、『湖北文件』甲8、四三七頁。
- (21) 同右、四四二頁。

- (22) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」(一九三二年六月)、『鄂豫皖』甲4、四〇三頁。
- (23) 「鄂豫皖省委給中央的報告」(一九三三年一月五日)、『鄂豫皖』甲2、二九五頁。
- (24) 「鄂豫皖特區總工會擴大會議關於工會組織問題決議案」(一九三一年二月八日)、『鄂豫皖』甲3、一八九頁。
- (25) 「鄂豫皖蘇區特總報告」(一九三一年二月二日)、『鄂豫皖』甲2、二〇二頁。
- (26) 「鄂豫皖特區總工會擴大會議關於工會組織問題決議案」(一九三一年二月八日)、『鄂豫皖』甲3、一八六頁。
- (27) 「鄂東群眾運動問題提綱」(一九三一年一月四日)、『湖北文件』甲8、三三三頁。
- (28) 例えば、「皖西分特委關於軍事、政治、黨的組織情況給中央的報告」(一九三一年一月二三日)、『鄂豫皖』甲4、二六〇頁。ある巡視員は、ソビエト政府に参加しているわずか一人二人の労働分子が、あたかも「政府内に必要な裝飾品」であるかのようにだと述べている。「黃火青給中央的報告」(一九三一年七月一日)、『湖北文件』甲8、四四二頁。
- (29) 「鄂豫皖特區總工會擴大會議關於工會組織問題決議案」(一九三一年二月八日)、『鄂豫皖』甲3、一九一―一九二頁。
- (30) スコットの農民像については、James C. Scott, *The Moral Economy of the Peasant*, New Haven, 1976. 邦訳、高橋彰訳『モラル・エコノミー』勁草書房、一九九九年。
- (31) 「鄂豫皖省委給中央的報告」(一九三四年三月二四日)、『鄂豫皖』甲2、四四三頁。
- (32) 「皖西北特蘇對鄂豫皖特區蘇維埃政府的工作報告」(一九三一年六月)、『鄂豫皖』第四冊、四二六頁。その他、この文書は、六安四区のソビエト委員が霍邱に行つて土匪になり、当地で捕らえられた事件について触れている。そして、こうつけ加えている。「その他の奇妙きてれつな(離奇古怪)現象が何と多いことか!」。
- (33) 「鄂豫皖省委給中央的報告」(一九三三年八月二日)、『鄂豫皖』甲2、三七四頁。
- (34) 前掲『鄂豫皖革命根拠地』第一冊、一八一―一九頁。
- (35) 同右、一九頁。
- (36) 張国燾、前掲書、第三冊、七六一―七七頁。

- (37) 「鄂豫皖蘇区特総報告」（一九三一年一月二日）、『鄂豫皖』甲3、二〇五頁。
- (38) 「鄂豫皖軍委總政治部關於怎樣分配土地的宣伝材料」（一九三二年一月一日）、同右、二六一頁。
- (39) 張国燾によれば、結局、農具と耕牛は「共有共用」となった（張国燾、前掲書、第三冊、七九頁）。
- (40) 「鄂豫皖軍委總政治部關於怎樣分配土地的宣伝材料」（一九三二年一月一日）、『鄂豫皖』甲3、二六二頁。
- (41) 張国燾、前掲書、第三冊、八三頁。
- (42) この種の報告は至る所から提出されている。例えば、「皖西北特蘇對鄂豫皖特區蘇維埃政府的工作報告」（一九三一年六月）、『鄂豫皖』第四冊、四二八頁。「鄂豫皖軍委總政治部關於怎樣分配土地的宣伝材料」（一九三二年一月一日）、『鄂豫皖』甲3、二六〇頁。
- (43) 例えば、「皖西北特蘇對鄂豫皖特區蘇維埃政府的工作報告」（一九三一年六月）、『鄂豫皖』第四冊、四二九頁、「鄂豫皖蘇維埃政府給麻城縣蘇的指示信」（一九三一年七月二八日）、『鄂豫皖』甲3、五三頁。
- (44) 張国燾は、多くの農民との對話のなかで、彼らの多数が、ソビエトが確固としたものでなければ土地を分配したことにはならないと語った、と書いている（張国燾、前掲書、第三冊、七七頁）。
- (45) 商城では、地主、富農のみならず、流氓、地痞（ごろつき）までもが土地を得ていた。「皖西北特委政治決議案」（一九三二年六月）、『鄂豫皖』甲4、三二〇頁。
- (46) 張国燾、前掲書、第三冊、七九—八〇頁。
- (47) 「皖西北特委關於各部門工作情况給中央的報告」（一九三一年六月）、『鄂豫皖』甲4、三八八、三九〇頁。中央ソビエト区においても、依然として売買婚、強制婚、請負婚が行われている事実が報告されている。やはり、これらの婚姻の形態も、土地分配に際して利益を極大化しようとする農民の戦略と切り離して考えることはできないであろう。「江西省ソビエト政府一年間の活動報告」（一九三二年一月）、『資料集』第六卷、一五一頁。
- (48) 安都根「査田運動再考——江西ソビエト革命運動の歴史的意義をめぐって——」『現代中国』第七二号、一六〇頁。
- (49) 「皖西北党、団連字通告第一号——為紀念十月革命節实行大檢閱」（一九三一年一月二五日）、『鄂豫皖』第四冊、

四七八頁。

(50) 「中華ソビエト共和国臨時中央政府成立一周年記念に際して全選舉民に宛てた工作報告」(一九三二年一月七日、
『資料集』第六卷、一三八頁。

(51) 「鄂豫皖区蘇維埃政府通知第十七号」(一九三二年一月十二日)、
『鄂豫皖』甲3、一五四頁。

(52) 「鄂豫皖区蘇維埃政府通令第十四号」(一九三二年一月二日)、同右、一七五頁。

(53) 「鄂豫皖省委關於秋收秋荒問題的決議」(一九三四年八月二日)、
『鄂豫皖』甲2、五三一頁。

(54) 「团皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」(一九三二年九月一日)、
『鄂豫皖』第四冊、五五三頁。

(55) 「鄂豫皖省委給中央的報告」(一九三三年一月一〇日)、
『鄂豫皖』甲2、四一五頁。

(56) 「鄂豫皖省委鄭位三給中央的綜合報告」(一九三四年九月一日)、
『鄂豫皖』甲2、五三八頁。

(57) 「鄂豫皖区蘇維埃政府通令第八号」(一九三二年八月二日)、
『鄂豫皖』甲3、九六頁。

(58) 「中華ソビエト中央政府執行委員會紅軍擴大問題についての訓令」(一九三二年九月二〇日)、
『資料集』第六卷、一一二頁。

(59) 「鄂豫皖区蘇維埃政府通知第二四号」(一九三二年二月二日)、
『鄂豫皖』甲3、一八四頁。

(60) 「中共ソビエト区中央局紅軍擴大についての會議——七、八兩月の紅軍擴大工作の点検」(一九三二年九月七日)、
『資料集』第六卷、九三頁。

(61) 「鄂豫皖省委給中央的報告」(一九三三年一月一〇日)、
『鄂豫皖』甲2、四〇五頁。

(62) 「鄂豫皖区蘇維埃政府訓令第二号」(一九三一年八月一三日)、
『鄂豫皖』甲3、七四頁。

(63) 例えば、「鄂豫皖省委通告」(一九三四年七月)、
『鄂豫皖』甲2、五一八頁。

(64) 鄧弼「開展反對開小差的群集運動」、
『鬭爭』第十四期(一九三三年六月五日)、五一六頁。

(65) 「中華ソビエト中央政府執行委員會紅軍擴大問題についての訓令」(一九三二年九月二〇日)、
『資料集』第六卷、一一四頁。

- (66) 「中共ソビエト区中央局紅軍拡大についての会議——七、八両月の紅軍拡大工作の点検」（一九三二年九月七日）、『資料集』第六卷、九四頁。
- (67) 「鄂豫皖ソビエト政府通令第十五号」（一九三二年一月五日）、『鄂豫皖』甲3、一一七頁、および「鄂豫皖軍委總政治部關於怎樣分配土地的宣传材料」（一九三二年一月二日）、同右、二六五頁。
- (68) 「皖西北少年先鋒隊指揮部緊急通知第五号」（一九三二年八月十三日）、『鄂豫皖』第四冊、五七五頁。
- (69) 「中共ソビエト区中央局紅軍拡大についての会議——七、八両月の紅軍拡大工夫の点検」（一九三二年九月七日）、『資料集』第六卷、九五頁。
- (70) 「鄂豫皖省委給中央的報告」（一九三三年十一月一日）、『鄂豫皖』甲2、四一〇頁。
- (71) 「鄂豫皖省委給中央的報告」（一九三三年八月二日）、同右、三六六頁。
- (72) 「鄂豫皖党団中央分局連合通知第二号」（一九三一年七月二二日）、『革命根拠地』第一冊、三二八頁。ついでにいは、別の巡視員は、紅軍内においても各部分それぞれが、それぞれを拡充するという考えを抱いていると指摘している。剣同志關於鄂豫皖蘇区情形的報告」（一九三四年三月二八日）、『鄂豫皖』甲3、二三〇頁。
- (73) 「洪紀給長江總行委的報告」（一九三〇年一月九日）、『湖北文件』甲8、三九二頁。
- (74) 「黃火青給中央的報告」（一九三一年七月一日）、同右、四三九頁。
- (75) 「皖西北特委第一次擴大會議決議案」（一九三二年四月三〇日）、『鄂豫皖』甲4、二九二—二九三頁。
- (76) 「皖西北特委政治決議案」（一九三二年六月）、同右、三二三頁。
- (77) 「階級敵はとりわけ医院の傷病兵の不满というわれわれの弱点につけこんでいる」（「皖西北特委通告第三号——關於加緊肅反工作」（一九三一年一月二日）、『鄂豫皖』第四冊、四六三頁）。
- (78) 「鄂豫皖省委第二次擴大會議決議案」（一九三三年七月九日）、『鄂豫皖』甲2、三五四頁。
- (79) 「鄂豫皖区第二次蘇維埃代表大會關於肅反決議案」（一九三一年七月）、『鄂豫皖』甲3、二八頁。
- (80) 「鄂豫皖区第二次蘇維埃代表大會給皖西北特蘇的指示信」（一九三二年七月）、同右、四二頁。
- (81) 「鄂豫皖省委給中央的報告」（一九三三年一月一日）、『鄂豫皖』甲2、四一八頁。

- (82) 同右、四一四頁。
- (83) 「黃火青給中央的報告」(一九三一年七月一日)、『湖北文件』甲 8、四三四頁。
- (84) 「団皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」(一九三一年九月一四日)、『鄂豫皖』第四冊、五五五頁。
- (85) 「鄂豫皖省委給中央的報告」(一九三三年一月五日)、『鄂豫皖』甲 2、二八九頁。
- (86) 「鄂豫皖區第二次蘇維埃代表大會給皖西北特蘇的指示信」(一九三一年七月)、『鄂豫皖』甲 3、四三頁。
- (87) 「皖西北特委第一次擴大會議決議案」(一九三二年四月三〇日)、『鄂豫皖』甲 4、二九七頁。
- (88) 「鄂豫皖區蘇維埃給皖西北蘇維埃指示信」(一九三一年七月)、『鄂豫皖』甲 3、四八頁。
- (89) 「団皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」(一九三一年九月一四日)、『鄂豫皖』第四冊、五五五頁。中央ソビエト区においても、子供や文盲の黨員が通行証を検査している例があった(鄧発「論新区与辺区的肃反工作」、『闘争』第十七期(一九三三年七月五日)、一六頁)。
- (90) 「皖西北特蘇對鄂豫皖特區蘇維埃政府的工作報告」(一九三一年六月)、『鄂豫皖』第四冊、四三二頁。
- (91) 「鄂豫皖省委給鄂東北道委信」(一九三四年六月二六日)、『鄂豫皖』甲 2、五〇〇頁。
- (92) 「舒伝賢為被処分給中央的報告第二号」(一九三一年七月二三日)、『鄂豫皖』第四冊、四四四頁。
- (93) 「鄂豫皖省委給鄂東北道委信」(一九三四年六月二六日)、『鄂豫皖』甲 2、五〇〇頁。
- (94) 「黃火青給中央的報告」(一九三一年七月)、『湖北文件』甲 8、四五一頁。
- (95) 農民の難民に対する悪感情については、同右、四四九頁。
- (96) 「皖西北特委通告第三号——關於加緊肃反工作」(一九三一年一〇月二日)、『鄂豫皖』第四冊、四六〇頁。
- (97) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」(一九三一年六月)、『鄂豫皖』甲 4、三九一頁。
- (98) 同右、三九三頁。
- (99) 「鄂豫皖區第二次蘇維埃代表大會給皖西北特蘇的指示信」(一九三二年七月)、『鄂豫皖』甲 3、四三頁。
- (100) 「団皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」(一九三一年九月一四日)、『鄂豫皖』第四

冊、五五六頁。

(101) 「黄火青給中央的報告」（一九三一年七月一日）、『湖北文件』甲8、四四一頁。

(102) 同右。

(103) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」（一九三一年六月）、『鄂豫皖』甲4、三九六頁。

(104) 「団皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」（一九三一年九月一四日）、『鄂豫皖』第四冊、五五三頁。

(105) 同右、五五八頁。

(106) 「鄂豫皖區第二次蘇維埃代表大會關於婚姻問題決議案」（一九三一年七月）、『鄂豫皖』甲3、二二—二三頁。

(107) 同右、一二四頁。

(108) 「皖西北特委關於各部門工作情況給中央的報告」（一九三一年六月）、『鄂豫皖』甲4、三九〇頁。

(109) 同右。

(110) 「中共鄂東南道委婦運委員會兩個月工作計畫」（一九三三年四月一日）、『湖北文件』甲8、四二一頁。

(111) 同右、四二七頁。

(112) 「団皖西北特委關於擁護擴大紅軍和加強蘇維埃政權建設等情況的報告」（一九三一年九月一四日）、『鄂豫皖』第四冊、五五六頁。

結 論

最後に、黨員が革命のなかで果たした文化的役割について、あらためて検討しておこう。黨員とは何者であったか。彼らは、特定の階級の出身者で占められていたわけではなかった。むしろそれは、階級的にみて雑多な構成要素から——それが本来排除すべき人々を含めて——成り立っていた。記録にしばしば現れるソビエト、大衆

団体の機関に地主や富農が混入しているという記述と、それらの機関が党员、团员によって独占されているという記述を整合的に理解しようとすれば、無視できない数の党员が地主、富農で占められていたという仮定を退けることはできない。災害の被災民やルンペン・プロレタリアートもまた党员の少なからざる部分を占めていたであろう。とすれば、農村の社会秩序の中核に位置した人々は、周辺に位置した人々とともに党员となったのである。

彼らの入党の動機もまた一様ではなかった。すでに示唆しておいたように、血縁、地縁、その他の村落内部の伝統的な社会結合を利用して、「拉夫」方式で党内に引き込まれた人々は少なくなかった。とはいえ、そこに何ら主体的な決断が含まれていなかったというわけではない。誘いを受けた彼らは独自の計算を行ったに違いない。党员になることで得られる利益について、彼らが無知であったとは考えにくい。だが、一方で党员には特有の負担と危険がついて回った。彼らは党費を納め、会合に出席することを義務付けられた。そのうえ、党员は国民党工作員のテロの標的になる恐れがあったし、党内で肅清の対象となる可能性もあった。だから、この利害得失の計算は複雑なものに成らざるをえなかったであろう。そして、この計算は共產党の支配をどの程度永続的で確実なものとするかによって、さらに複雑化したはずである。⁽¹⁾たとえ計算の結果、損失のほうが大きいと判断されても、彼は「感情」を重視して入党しなければならなかったかもしれない。もっとも、「ロマン主義」的青年たちは、はじめから利害の合理的な計算など度外視して入党したであろうが。

このようにして組織に加入した党员たちは、どこまでマルクス・レーニン主義に基づく新しい政治・社会秩序と文化の担い手たりえたのだろうか。大部分地元の農村から供給された党员たちは、一方で彼らが生まれ、また生活を続けていた農村の伝統的文化のなかに生きていたが、他方で党組織を通じてマルクス・レーニン主義の新

たな文化と接触していた——たとえその接触がごく限られていたとしても。したがって、彼らは二つの文化的世界を股にかけた存在であった。だが、党が広めようとした新しい文化にとって、「封建的」な伝統文化と和解する余地はなかったのだから、党員はつねにこの新たな文化の使徒として振舞うよう要求されていたのである。実際、彼らは一面ではそのように振舞った。その結果、みたところ農村の相貌はかなり大きく変化した。紅軍公田が設置され、街路沿いにはしばしば光沢紙で飾られた党支部やソビエト機関や大衆団体の事務所、および紅軍のための接待所などが置かれた。家々の壁には革命のさまざまなスローガンが書かれた。農民は、それまでの彼らの曆にはまったく存在しなかったいくつもの革命記念日を祝う集会に参加を求められた。²⁾ 工会による識字運動も開始され、農村住民の識字率をある程度向上させることに貢献した。³⁾

だが、新たな制度は往々にして空洞化されたり、当初の目的が勝手に翻訳されて別の目的に奉仕したりした。そのため、土地改革の成果はしばしば地主と富農のものとなった。紅軍公田には水がなく、雑草が生い茂っていた。紅軍からの逃亡兵は、村ぐるみでかくまわれていた。ソビエトと大衆団体の事務所には党員が集い、さまざまな浪費を楽しんでいた。「反革命分子」であっても、党員にとって身近な者や金を出す者は放免されたり、かくまわれたりすることがあった。これらの事態は農民、そして党員となった農民の「勝手な包摂」の諸戦略が発動された結果であった。

われわれは党員たちと農民との間に明白な文化的亀裂が存在したなど考えるわけにはいかない。また、この両者がお互いの文化的差異を強く意識していたと考えることも無理である。満足な教育機関に通ったこともなければ、一度たりとも自らが育った環境から切り離されたこともなく、毎日の食糧の心配に明け暮れる党員たちが、入党後のわずかな時間で「旧い殻」を捨て去ることなど、どうしてできたであろうか。しかも、多くの党員は、

それを捨て去る前に、党を去るか、党籍を保持していても党と無関係になり、元通りの農民となったのであった。あえて単純化していえば、文化的な亀裂は、党員と農民の間に走っていたというより、むしろ党の内部において、県委員会とそれ以上の機関との間に走っていたように思われる。つまり、一般の農民から隔たった——もちろん相対的な意味でだが——世界観と感性を持った党員を見出そうとすれば、党機関の階梯を道委、特委、省委まで上らなければならなかったのである。そこには、マルクス・レーニン主義の価値を内面化し、農民の視野の狭さや、地方主義や、地縁・血縁に基づく社会結合や、地主—小作関係や、阿片の吸引や賭博や纏足を含む彼らのさまざまな日常実践に嫌悪感を示す人々がいた。彼ら（もちろん、すべてではないが）はまた、自らの根拠地の置かれた状況を、中国全体という広い地平において、さらには国際関係の文脈において考えることのできた人々であった。一方、党機関の階梯を省委以下にまで下ると、そこにはマルクス・レーニン主義の特定の語彙や象徴を使い、特定の新たな日常実践にいそしんではいたが、なおも農民と変わらぬ願望を抱き、それを農民が慣れ親しんだ手段で実現しようと目論む人々を見出すことができた。この「革命家」たちは多くの場合、革命の衝撃から農村の伝統文化を保護する役割を果たしていたようにみえる。もし、固くまとまった組織であったなら、このような人々は加入を拒否されるか、加入後に排除されるかのいずれかの運命を辿ったであろう。しかし、党組織の「散漫さ」は、その外延部分に明確な文化的境界を設けることがなかった。

これは必ずしも党が意図的にそうしただけではなかった。それは明らかに沈沢民に代表される党中央からやってきた指導者たちの全党員を「ボルシェビキ化」しようとする意図に反していた。だが、「散漫な」組織の結果でもあり、同時に原因でもあるのだが、党はその内部に、農民が「勝手な包摂」の諸戦略を効果的に適用できるような広大な領域を組み入れていたのであった。これは党の弱さと同時に強さを現していた。弱さとは、革命の大

義に忠誠を誓う鉄の意志を持った党員を数多く獲得し、長く引き止めておくことができないという点であった。圧倒的な敵の攻撃を前にして、彼らに血の最後の一滴までも流すよう求めることはできなかった。強さとは、その気になれば、いつでも新たな党員を——というより、計算高い日和見主義者をとすべきかもしれない——比較的容易に集められるという点であった。彼らは、党の支配が確固たるものになるにつれ——それがあくまで前提条件であった——それだけ多く集まってきた。

このような党組織と農民の関係は、党自体の成長と学習によってやがては克服されてしまう一時的なもののだろうか。それとも、党の永続的な特質の一部なのだろうか。地方的な視野を持ち、ゆるやかにしか組織されていなかった地方党組織は、ある時点で、全国的視野（そして国際的視野）を備えたより厳格な組織に道を譲るのだろうか。そして、一般党員たちも、かつては自分たちが属していた農村の文化に対する嫌悪感を党中央や省委とともに表明し、それを圧伏する側に立つようになるのだろうか。少なくともわれわれは、ここまでの観察を、一足飛びに一九四九年の全国的権力の掌握にまで結び付けることを慎まなければならない。その間の党それ自体の発展、および生じたさまざまな事件を考慮に入れながら、「散漫な」党の最終的勝利という逆説をいかに解くかが次なる問題なのである。

（1） 共産党の支配が永続的なものとは思えなかった——事実、鄂豫皖根拠地の大部分で党組織は消長を繰り返したのだが——ために、党に加入し、その組織的階梯を利用して社会的上昇を図ろうと目論む人々は、たとえ存在したとしてもごく少数だったと思われる。

（2） 中華ソビエト共和国臨時中央政府が定めた革命記念日は一年に一〇日あった。すなわち、一月二〇日、二月七日、三月八日、五月一日、五月七日、五月三〇日、八月一日、九月一日、十一月七日、そして十二月一日である。これらの日には、労働者は有給休暇を与えられることになっていた（『資料集』第六卷、八五頁）。

(3)

「鄂豫皖区总工会通告第四号」(一九三二年一月一日)、『鄂豫皖』甲 3、二〇八—二一〇頁。